



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2018/8/20

NO.282 村上市九日市129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

9 条改憲 NO! 学習交流集会

—情勢を学び、秋のたたかいへ!

講演 渡辺 治さん 一橋大学名誉教授



「安倍 9 条改憲の危険性と発議阻止におけたたたかい」
 —朝鮮半島情勢の激変、参院選を見据えて



とき **9月1日** 土

13:30 - 16:15 (予定)

ところ ときメッセ

国際会議室 (マリンホール)

会員さんからの声

会員1名入会
 「入会して安心した」

40代の会社員男性は、「確定申告は今まで他のところに頼んで作成してもらっていた。そこに頼むと依頼金額も高くて、その支払いだけで大変だ。今まで頼んでいたところはやめる。来年の申告は、是非民商でお願いしたい」と民商へ入会しました。入会申込書を記入してもらい、「これで来年の申告は安心できる。費用の負担も楽になる。本当に良かった」と喜んでいました。皆さんのまわりで困っている方などおりましたら、民商を紹介ください。



民商共済会

「見舞金、届けてくれてありがとうございます」

先日、入院見舞金を竹内会長が会員さんの自宅へ届けました。「こっちからもらいに行けばいいのに、わざわざ届けてもらって悪かったね。ありがとうございます。もう元気に仕事しているよ」と話していました。

3日以上入院された方へ、民商共済会より1日3千円の入院見舞金が支払われます。



「個人事業者の方へ」

税務署から中間申告納付書が届いたら...

平成29年分の消費税額（地方消費税額は含みません）が48万円を超えた事業者には、税務署から書類が届き、中間申告と納付を行います。

中間申告は消費税の前払い制度で、申告・納付期限は、8月31日（金）までです。
 □座引き落としの方は、9月27日（木）が振替日です。
 忘れずに手続きしましょう。

相談は民商へ



納税が困難なときは、換価の猶予などを活用しながら、負担を軽減しましょう。
 そのまま放置せずに、民商へ相談ください。

事務所の年末年始のお知らせ

8月11日（土）から16日（木）まで事務所が休みになります。

この間の相談などの連絡は竹内会長 56-6866へお願いします。



商工新聞休刊のお知らせ

来週の商工新聞は、休刊となり新聞配布はありません。
 次回は、再来週22日以降からの配布となりますので、よろしく願います。



8月の無料法律相談

日時 8月21日（火）

午前10時30分から

会場 村上民商事務所

新潟中央法律事務所

弁護士 小淵真理子弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。